

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

高松市丸亀町7番16及び8番23、鍛冶屋町5番28、古馬場町15番17並びに瓦町1丁目1番3